

|                                                                                   |                  |                                                                                   |                         |                                                                                   |                                                                                    |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 発議                                                                                | 令和 3 年 10 月 11 日 | 保存年限                                                                              | 永年・10 年・5 年・3 年・1 年・( ) |                                                                                   |                                                                                    |     |
| 決裁                                                                                | 令和 3 年 10 月 日    | 情報管理                                                                              | □開示 (□全部 □一部 □時限)       |                                                                                   |                                                                                    |     |
| 施行                                                                                | 令和 3 年 10 月 日    |                                                                                   | □非開示 (非開示解除 )           |                                                                                   |                                                                                    |     |
| 町長                                                                                | 副町長              | 課長                                                                                | 主幹                      | 係長                                                                                | 係                                                                                  | 合 議 |
|  |                  |  |                         |  |  |     |

## 電話受信報告書

|      |                     |
|------|---------------------|
| 受信日時 | 令和3年10月11日(月)16時30分 |
| 発信者名 | ■■■■氏               |
| 受信者名 | 総務課総務係 主事 米田 純希     |

次のとおり、電話を受信したので報告します。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件名          | 土地賃貸借契約書(案)の確認について                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 内容<br>(要旨)  | <p>(■■■■氏)<br/>メール確認した。蘭越町さんの意向は判ったので、このとおり契約を進めていただきたい。手間かけて申し訳ない。</p> <p>(米田)<br/>了解した。先日来庁いただいた際に伺った新しいお店の話は進捗いかがか。</p> <p>(■■■■氏)<br/>レストランをやりたいという人がいて話を進めていたがうまくまとまらず、現在新たに探しているところ。</p> <p>今回の契約の条項に基づき、話がまとまり次第、蘭越町には知らせる。</p> <p>(米田)<br/>了解した。契約書原本を郵送するので確認されたい。</p> <p>(■■■■氏)<br/>了解した。</p> |
| 対応結果又は今後の処理 | 別添のとおり契約を締結してよろしいか伺います。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 土地賃貸借契約書（案）

賃貸人 蘭越町（以下貸主という） と賃借人 [REDACTED]（以下借主という） と  
は次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### （契約の締結）

第1条 貸主及び借主は、貸主が所有する後記の土地（以下「本件土地」という）  
について、土地賃貸借契約（以下、本契約によって設定される借地権を「本  
件借地権」という）を以下の条項に従って締結した。

### （契約の目的）

第2条 貸主は、借主が本件土地上に建築した後記建物（以下「本件建物」という）  
の所有を目的として借主に本件土地を賃貸し、借主はこれを賃借する。  
2 借主は、本件建物を第三者に使用させ、または本契約に基づく権利を第三  
者に譲渡しようとする場合、あらかじめ貸主と協議しなければならない。

### （借地期間）

第3条 本件借地権の期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までの  
5ヶ月間とする。  
2 前項の契約期間が満了する3ヶ月前までに貸主または借主から特段の意思  
表示がないときは、更に1年継続するものとする。  
3 前項の規定は、同項により継続された契約期間を更に継続する場合につい  
て準用する。

### （賃料）

第4条 本件土地の賃借料は年額48,510円とする。  
2 貸主及び借主は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定  
することができる。  
一 本件土地に対する公租公課の増減により、賃料が不相当となった場合  
二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不  
相当となった場合



三 近傍類似の土地に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

(賃料の支払い方法)

第5条 借主は、賃料を年払いとし、貸主の発行する納入通知書により指定の場所に納入しなければならない。

(契約の解除)

第6条 貸主は、借主が賃料の支払いを怠ったときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に支払いが履行されないときは、本契約を解除することができる。

2 貸主は、次のいずれかに該当した場合において、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、あらかじめ1ヶ月前に借主に通告し、本契約を解除することができる。

- 一 借主が本件土地を必要としなくなったとき
- 二 貸主が本件土地を公共用に使用する必要が生じたとき
- 三 その他本契約の規定に違反する行為があったとき

(原状回復義務)

第7条 本契約が終了する場合には、借主は、自己の費用をもって本件建物その他借主が本件土地に付属させた物を収去し、本件土地を原状に復して貸主に返還するとともに、本件建物の滅失登記を申請しなければならない。

(損失の補償)

第8条 本契約が終了する場合に借主に損失又は費用負担が生じたときは、借主は貸主に対して当該損失又は費用負担の補償を求めることができる。ただし補償の程度は双方協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 本契約に定めがない事項、又は本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、貸主及び借主が誠意をもって協議し定める。

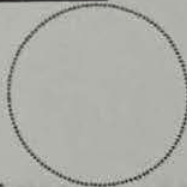
この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和3年11月1日

貸主 質貸人 蘭越町  
町長 金 秀 行



借主 賃借人



質貸土地の表示

磯谷郡蘭越町字湯里353番3 のうち 210㎡

建物の表示

磯谷郡蘭越町字湯里353番地3  
家屋番号 353番3  
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 店舗  
床面積 1階 87㎡58  
2階 51㎡30

北海道磯谷郡蘭越町建設課  
建築 企画 課長  
〒046-1392  
北海道磯谷郡蘭越町蘭越町255番地2  
TEL 0136-55-0321 (内線2112)

事 務 連 絡  
令和3年10月 日

様

蘭越町総務課長

土地賃貸借契約に係る契約書の送付について

このことについて、下記賃貸借に係る契約書を送付いたしますので、所定箇所に押印の上、契約書1部を返送いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等については、下記担当宛連絡願います。

記

1 送付書類 土地賃貸借契約書 2部（返送用及び保管用）

北海道蘭越町総務課総務係

担当 米田 純希

〒048-1392

北海道磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5

TEL 0136-55-6832 (内線 2113)